

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(六件)……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・市街地整備部企画課)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………三
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………三
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………
- ……(同)……………八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(四件)……………
- ……(同)……………一〇
- 公有水面理立ての免許出願……………
- ……(港湾局離島港湾部管理課)……………一四
- 政治団体の届出……………
- ……(選)……………一五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………
- …………………一七

- 政治団体の解散の届出……………一〇
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限……………四

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……(同)……………五
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……(同)……………六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件)……………
- ……(東京都収用委員会)……………八

告示

東京都告示第三百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年三月六日

- 一 都市計画の種類 東京都知事 小池 百合子
- 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

八王子市戸吹町、宮下町、加住町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、小宮町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町、東中野、狭間町、南陽台、下柚木及び越野各地内

削除する部分

市街化調整区

追加する部分

八王子市宮下町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、丸山町、甘里町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町及び東中野各地内

削除する部分

八王子市戸吹町、宮下町、加住町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、小宮町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町、東中野、狭間町、南陽台、下柚木及び越野各地内

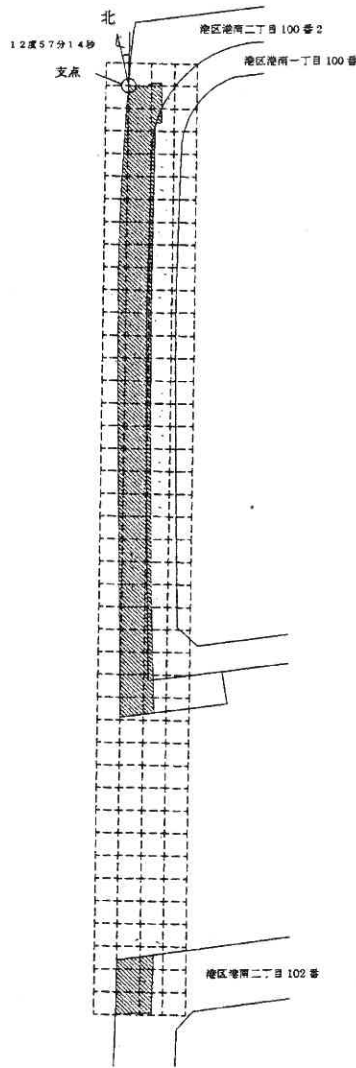
二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

東京都告示第三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 番境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区港南二丁目100番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (12度57分14秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十一号

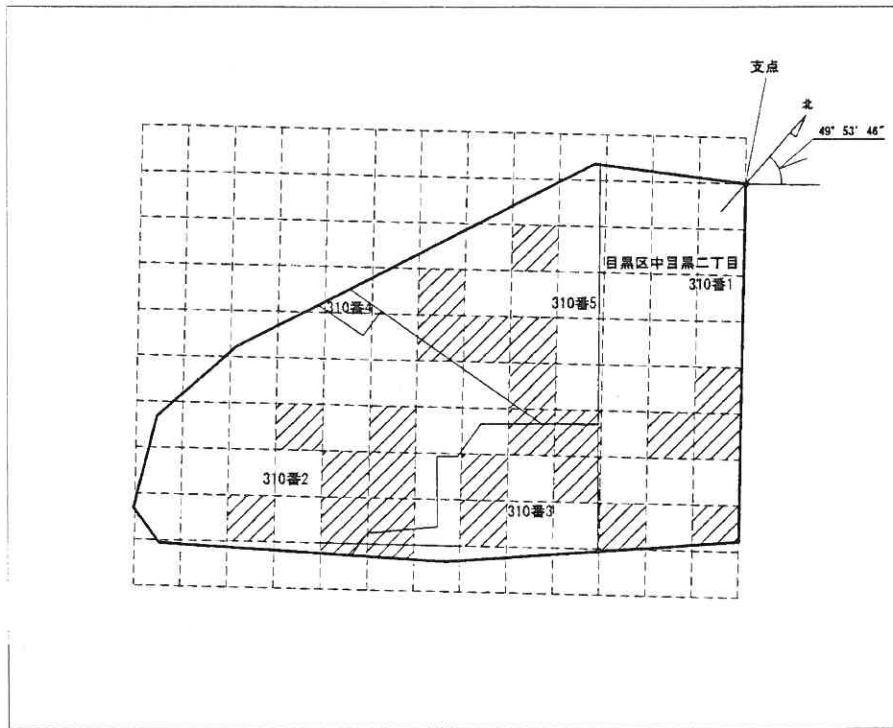
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条の第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (目黒区中目黒二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、目黒区中目黒二丁目
310番1の最北端とする。

【格子の回転角度(49度53分46秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(杉並区梅里一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物